

2014年7月 地震保険改定のご案内

地震保険の始期日が2014年7月1日以降となるご契約より、地震保険を改定しました。
 改定の主な内容について、以下のとおりご案内いたします。

1. 保険料の改定

東日本大震災等を踏まえ、政府の地震調査研究推進本部が作成する地震の予測地図が一部見直されました。
 これに代表される各種研究結果等を反映し、地震保険の保険料についても見直しを行いました。

【年間保険料の例】（保険期間1年、地震保険金額1,000万円あたり、割引適用なしの場合）

都道府県	主契約(火災保険の構造級別) M構造、T構造、A構造、B構造 M級、1級、2級、特級			主契約(火災保険の構造級別) H構造、C構造、D構造、3級、4級				
	現行	改定後	改定率	現行	改定後	改定率		
岩手、秋田、山形、栃木、群馬、富山、石川、福井、 鳥取、島根、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島	5,000円	6,500円	+30%	10,000円	10,600円	+6%		
長野、滋賀、岡山、広島	6,500円			+0%			12,700円	-17%
福島	5,000円	6,500円	+30%	10,000円	13,000円	+30%		
北海道、青森、宮城、新潟、岐阜、京都、兵庫、 奈良、大分、宮崎、沖縄	6,500円	8,400円	+29%	12,700円	16,500円	+30%		
香川	6,500円			+29%			15,600円	+6%
山梨	9,100円			-8%			18,800円	-12%
茨城、愛媛	9,100円	11,800円	+30%	18,800円	24,400円	+30%		
埼玉、大阪	10,500円	13,600円	+30%	18,800円				
徳島、高知	9,100円	11,800円	+30%	21,500円	27,900円	+30%		
千葉、愛知、三重、和歌山	16,900円	20,200円	+20%	30,600円	32,600円	+7%		
東京、神奈川、静岡	16,900円			+20%			31,300円	+4%

※保険料は、保険金額や保険期間、建物の所在地・構造のほか保険料の払込方法等によっても異なります。

2. 地震保険割引／割引率の拡大

下表のとおり、「免震建築物割引」および「耐震等級割引2級、3級」の割引率を拡大しました。

割引の種類	現行	改定後
免震建築物割引	30%	50%
耐震等級割引	3級	50%
	2級	30%
	1級	10%
建築年割引	10%	10%
耐震診断割引	10%	10%

割引率拡大

※既に「免震建築物割引」または「耐震等級割引2級、3級」を適用しているご契約については、
 2014年7月1日以降に地震保険の更新または自動継続を迎えた時点より、新たな割引率を適用します。

3. 地震保険割引／割引確認資料の拡大

下表のとおり、地震保険割引を適用する際の確認資料を拡大しました。

割引の種類	従来のご扱い	2014年7月1日以降 始期契約のご扱い
免震建築物割引 耐震等級割引 (1級、2級、3級)	<ul style="list-style-type: none"> ■住宅性能評価書 ■以下の2つの書類(①のみの場合は耐震等級割引2級が適用) <ul style="list-style-type: none"> ①: 長期優良住宅の認定書類 ②: 「免震建築物」または「耐震等級3級」であることが確認できる書類(「設計内容説明書」等) ■「耐震性能評価書」(耐震等級割引限定) 	<ul style="list-style-type: none"> ■住宅性能評価書 ■<u>共用部分検査・評価シート</u> ■<u>住宅性能証明書</u> ■<u>フラット35Sの適合証明書(独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す書類)</u> ■以下の2つの書類(①のみの場合は耐震等級割引2級が適用) <ul style="list-style-type: none"> ①: 長期優良住宅の認定書類、<u>認定長期優良住宅であることが確認できる書類(「住宅用家屋証明書」)</u>、「認定長期優良住宅建築証明書」 ②: 「免震建築物」または「耐震等級3級」であることが確認できる書類(「設計内容説明書」等) ■「耐震性能評価書」(耐震等級割引限定)
建築年割引	<ul style="list-style-type: none"> ■「建物登記簿謄本」等の対象建物の新築年月が確認できる公的機関等が発行する書類(写) ■宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写) 	
耐震診断割引	<ul style="list-style-type: none"> ■耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書(写) ■建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号に適合している」旨の文言が記載された書類(写) 	

※これらの書類により、**対象建物が割引の適用条件を満たすことを確認します**。また、上記は代表的な確認資料となりますので、確認資料の詳細につきましては、代理店または当社までお問い合わせください。

【拡大の対象となる資料の概要】

共用部分検査・評価シート 住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の共用部分全体を評価した場合に作成することがあります。マンション等の区分所有者が所有する住戸部分の住宅性能評価時に、共用部分の評価を簡略化する場合等に利用されます。

住宅性能証明書 住宅取得資金等に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な書類です。

フラット35Sの適合証明書 住宅ローンのフラット35Sの融資条件に合致していることがわかる適合証明書です。耐震性に基づきフラット35Sを利用する場合に、この資料で、対象建物が免震建築物または耐震等級2、3級であることが確認できることがあります。

認定長期優良住宅であることが確認できる書類

- 住宅用家屋証明書: 長期優良住宅にかかる税額控除措置の申請等の際に税務署に提出される書類です。
 - 認定長期優良住宅建築証明書: 長期優良住宅にかかる税額控除措置の申請等の際に税務署に提出される書類
- ※上記「住宅用家屋証明書」の発行対象とならない場合等に、本書類が発行されることがあります。

【ご参考】地震保険割引の概要

保険の対象である建物または家財を収容する建物(対象建物)が次の条件に該当し、所定の確認資料を提出頂いた場合、地震保険に割引を適用します。

割引の種類	対象建物の条件
免震建築物割引	品確法に基づく免震建築物である場合
耐震等級割引	品確法または「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす場合
建築年割引	昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク) 0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間: 平日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

http://www.ms-ins.com/